

2022年10月3日

お客様各位

釧路信用金庫

「未利用口座管理手数料および口座解約」の適用対象口座変更について

当金庫では、長期間にわたりご利用のない普通預金口座につきまして、金融犯罪に使用（口座の不正利用や転売など）されることなど、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止策の観点から、2020（令和2）年10月1日以降に新規開設いただきました普通預金口座を対象として「未利用口座管理手数料（年間1,200円税別）」を適用しております。

このたび、この対策を強化する目的として、2023（令和5）年10月1日から本手数料の適用対象口座を下記のとおり変更させていただきますので、ご案内いたします。

当金庫は、今後ともご利用いただいておりますお客様へのサービス維持向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

現 行	2020（令和2）年10月1日以降に新規開設された普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金を含む）のうち下記の対象口座に該当する口座。
2023（令和5）年 10月1日以降	普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金を含む）および貯蓄預金口座のうち下記の対象口座に該当する口座。 （2020年（令和2）年9月30日以前に新規開設された口座を含みます。）

2. 未利用口座管理手数料の対象口座

①次に該当する口座を未利用口座とします

- ・ 最後のお預入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および本手数料の口座引落を除きます）から、2年以上一度もお預入れまたは払出し等のお取引がない口座

②未利用口座であっても、次のいずれかに該当する場合は本手数料の対象外となります

- ・ 未利用口座の残高が1万円以上
- ・ 同一店舗において、定期性預金、保険等のお取引またはご融資取引のお取引があるお客様
- ・ 後見制度支援預金
- ・ 当該口座の名義人が未成年

③ご注意ください点

- ・ 対象の普通預金口座は総合口座、無利息型普通預金を含みます
- ・ 通帳・印章の喪失により、ご利用を停止している口座も対象となります

3. 未利用口座管理手数料について

- ・本手数料の対象となる口座を保有するお客様に対しては、当金庫にお届けのお名前、ご住所あてに、事前にご案内を送付させていただきます。なお、ご案内が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ・事前通知後、3ヶ月経過後もお取引がない場合に、手数料、年額1,200円（消費税別）を当該口座から引落しさせていただきます。

4. 未利用口座の自動解約

- ・口座残高が手数料未満の場合は、口座残高をもって本手数料の一部としてご負担いただき、未利用口座を解約させていただきます。
- ・ご負担いただいた本手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用はいたしかねますので、予めご了承ください。

5. 「普通預金等規定集」の改定

- ・本手数料の適用対象口座の変更に伴い、「普通預金規定集」を改定いたします。なお、「2023（令和5）年10月1日」より運用させていただきます。

※今後、本手数料につきまして変更がある場合は、ホームページ等にてお知らせいたします。

※ご不明な点がございましたら、お取引店にお問い合わせ下さい。

以 上